

猿払村定期予防接種費用助成について

R6.10.1~

定期予防接種の対象者が、入院や学業等のため、やむを得ず他市町村で予防接種を受けた際の予防接種費用を助成します。事前の申請と接種後の申請が必要です。

1. 助成の対象

(1) 対象となる方

猿払村に住所を有する者で、入院や学業等の理由によりやむを得ず他市町村で予防接種を受けようとする者またはその保護者

(2) 助成の対象となる予防接種

定期予防接種に位置付けられるもの（ロタ、Hib、小児肺炎球菌、4種混合、5種混合、BCG、2種混合、麻しん風しん（MR）、水痘、日本脳炎、B型肝炎、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、高齢者新型コロナウイルス）

2. 助成額等

助成の対象となる予防接種について、予防接種に要した費用全額の助成を受けることができます。ただし、新型コロナウイルスワクチンについては一部自己負担が発生します。

3. 申請の流れ・持ち物等

接種前

①〔予防接種実施依頼交付申請〕助成を希望する対象者または保護者が、猿払村保健福祉センター窓口において申請をする。

持ち物～対象者のマイナンバー、対象者の住所、接種予定医療機関名がわかるもの

②村が内容を審査し適当と認めた場合は、予防接種実施依頼書を交付します。

保護者または対象者、または希望の場所へ送付します。（早くても1週間以上はかかりますのでご了承ください）

③村から送付されてきた依頼書と問診票、未成年の方は母子手帳を持って、医療機関で予防接種を受けてください。

④接種費用全額を医療機関窓口に支払い、必ず領収書を受け取ってください。（宛名を記載する場合は接種者本人名で受け取ってください）

⑤未成年の方は母子健康手帳を医療機関窓口に提示し、該当する予防接種について接種日及び接種医療機関名の記入を受けてください。

接種後

⑥〔予防接種費用助成請求申請〕対象者または保護者が、猿払村保健福祉センター窓口において、領収書と母子手帳等を持参し、申請をする。

持ち物～領収書、（母子手帳）、申請者の口座番号がわかるもの（通帳）

4. その他

- ・助成金の交付を受ける時は、必要な予防接種が終わりましたら速やかに申請し領収書等を提出してください（申請期限は、接種日の翌日から1年以内です）。
- ・申請受付後、概ね2～3か月以内に助成金の交付又は不支給の決定を通知し、交付を決定した場合は指定の口座に助成金を振り込みます。

5. 問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 保健師 猿払村保健福祉総合センター 電話01635-2-2040